

大子町教育振興基本計画

(H.27年度～H.31年度)

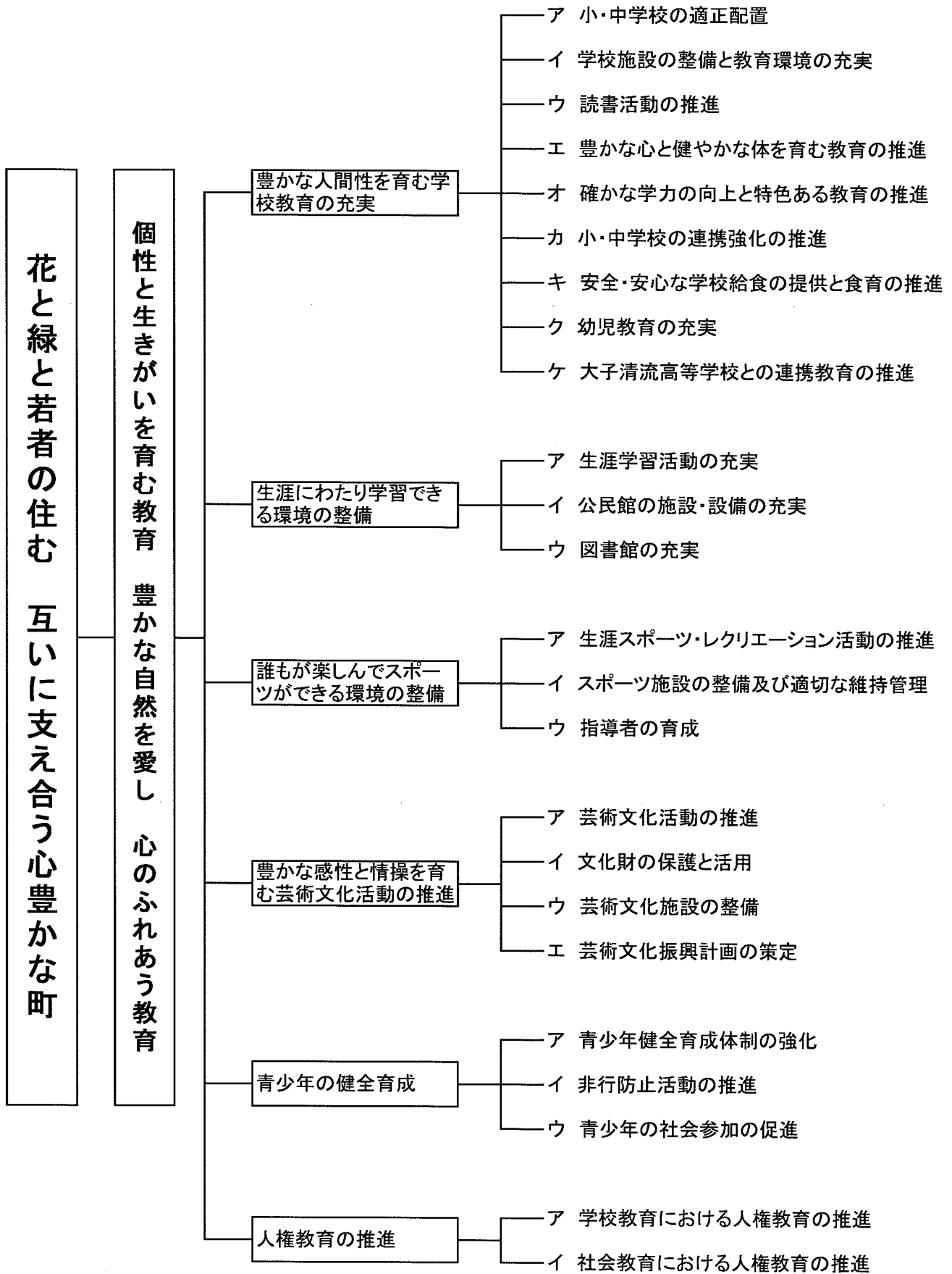
大子町教育委員会

目 次

大子町教育振興基本計画の体系	3
基本計画	
1 推進方向	4
2 基本方針	
(1) 豊かな人間性を育む学校教育の充実	4
(2) 生涯にわたり学習できる環境の整備	4
(3) 誰もが楽しんでスポーツができる環境の整備	5
(4) 豊かな感性と情操を育む芸術文化活動の推進	5
(5) 青少年の健全育成	5
(6) 人権教育の推進	5
3 推進事項と具体的な取り組み	
(1) 豊かな人間性を育む学校教育の充実	
ア 小・中学校の適正配置	5
イ 学校施設の整備と教育環境の充実	6
ウ 読書活動の推進	6
エ 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	6
オ 確かな学力の向上と特色ある教育の推進	7
カ 小・中学校の連携強化の推進	7
キ 安全・安心な学校給食の提供と食育の推進	8
ク 幼児教育の充実	8
ケ 大子清流高等学校との連携教育の推進	8
(2) 生涯にわたり学習できる環境の整備	
ア 生涯学習活動の充実	9
イ 公民館の施設・設備の充実	9
ウ 図書館の充実	9
(3) 誰もが楽しんでスポーツができる環境の整備	
ア 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進	10
イ スポーツ施設の整備及び適切な維持管理	10
ウ 指導者の育成	10
(4) 豊かな感性と情操を育む芸術文化活動の推進	
ア 芸術文化活動の推進	11
イ 文化財の保護と活用	11
ウ 芸術文化施設の整備	11
エ 芸術文化振興計画の策定	11

(5) 青少年の健全育成	
ア 青少年健全育成体制の強化	12
イ 非行防止活動の推進	12
ウ 青少年の社会参加の促進	13
(6) 人権教育の推進	
ア 学校教育における人権教育の推進	13
イ 社会教育における人権教育の推進	14

大子町教育振興基本計画の体系



基本計画

基本計画は、「推進方向、基本方針、具体的な取組」により構成し、計画期間を平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

1 推進方向

大子町教育の推進方向は、本町の第5次総合計画の後期基本計画の推進方向「まちの将来を担う人づくり」とします。

- (1) 読書活動を通じて心の豊かさを育む教育を推進するとともに、確かな学力や健全な体を身に付ける子どもを育みます。
- (2) 町民誰もが生涯を通じて能力の開発や向上に取り組める学習環境やスポーツ環境の充実に努めます。
- (3) 町民の自主的な芸術文化活動を支援するとともに、地域の財産である伝統文化の継承保存に努めます。

2 基本方針

(1) 豊かな人間性を育む学校教育の充実

- ア 児童生徒の豊かな人間性を育むことを第一に考え、学校の適正配置を進めます。
- イ 学校の耐震化工事を進めるとともに、老朽化施設の改修等を行い、学校施設の整備と教育環境の充実に努めます。
- ウ 読書活動の充実を図り、豊かな心の育成に努めます。
- エ 豊かな心の育成に努めるとともに、体力の向上を図り健やかな体の育成に努めます。
- オ 確かな学力の向上と特色のある教育の推進に努めます。
- カ 小・中学校の連携の強化を推進します。
- キ 安全で安心な学校給食の提供と、食を大切に作る心を育む食育を推進します。
- ク 幼児教育については、幼児の発達や実態に即した教育内容及び施設環境の充実に努めます。
- ケ 大子清流高等学校の存続のために小・中・高連携の推進を図り、地域の教育水準の向上を図ります。

(2) 生涯にわたり学習できる環境の整備

- ア 町民のニーズにあった内容の講座を充実させるとともに、現在開設されている自主講座活動をさらに支援します。
- イ 町民の身近な学習の場や、災害時の避難所となっている公民館や各コミュ

ニティセンター施設の改修と設備の充実を図ります。

ウ 学校図書館との連携や町民のニーズを反映した図書を提供して、図書館「プチ・ソフィア」の利用促進を図ります。

(3) 誰もが楽しんでスポーツができる環境の整備

ア 健康づくりのために誰もが気軽に参加できるスポーツの環境づくりを推進します。

イ 誰もが快適な活動ができるように、更に利便性の向上を図ります。

ウ スポーツ活動の中核となる指導者の養成と効果的な活用に努めます。

(4) 豊かな感性と情操を育む芸術文化活動の推進

ア 優れた芸術文化事業の開催や誘致に努めるとともに、町民の文化・芸術活動の活発化多様化に努めます。

イ 地域に伝承されている貴重な文化財の保護と活用を図るとともに、町の歴史や文化を学ぶことのできる環境づくりに努めます。

ウ 芸術文化活動をより一層推進するために、芸術文化施設の整備及び適正な維持管理に努めます。

エ 芸術文化の振興を図るため、芸術文化振興計画を早期に策定します。

(5) 青少年の健全育成

ア 青少年をとりまく環境を検証し、町、地域、学校や関係団体との連携を強化し、青少年の健全育成のための体制の充実に努めます。

イ 青少年にとって有害な社会環境の浄化に努めるとともに、町、地域、学校との連携を強化し、青少年の非行防止に努めます。

ウ 地域住民全体で青少年が活動できる場を提供するとともに、青少年育成町民会議や地区相談員との連携の強化を図ります。

(6) 人権教育の推進

ア 自由で平等な社会を築いていくために、すべての人の人権の尊重と個人の尊厳についての理解と認識を深める人権教育を推進します。

3 推進事項と具体的な取組

(1) 豊かな人間性を育む学校教育の充実

ア 小・中学校の適正配置

(ア) 太子町立小・中学校適正配置等検討委員会の検討結果を踏まえるとともに、地域住民の合意のうえ、小・中学校の適正配置を進めます。

イ 学校施設の整備と教育環境の充実

- (ア) 耐震化が済んでいない学校施設については、平成27年度までに耐震化工事の完了を目指します。
- (イ) 老朽化施設の改修を行い、学校施設の整備に努めます。
- (ウ) 小・中学校の普通教室に空調機を設置します。
- (エ) 就学援助・就学奨励事業など就学困難な児童生徒の保護者への支援に努めます。
- (オ) スクールバスの運行など通学支援に努めます。
- (カ) 進学希望者の経済的支援を行うため、大子町独自の奨学金制度を検討します。

【主な具体的取組】

- 平成27年度に依上小学校校舎、袋田小学校校舎・屋内運動場、生瀬中学校屋内運動場の耐震化工事を行い、すべて終了となります。
- 平成27年度に小・中学校の普通教室に空調機を設置します。

ウ 読書活動の推進

- (ア) 読書活動を通して、よりよい生活習慣や規範意識を育みます。
- (イ) 小・中学校へ学校司書を配置し、学校図書館の蔵書の拡充に努め、家読（うちどく）をはじめとした読書活動の充実を図ります。
- (ウ) 学校図書館の充実を図り、図書館「プチ・ソフィア」、各コミュニティセンターと連携を密にし、児童生徒の読書活動を推進します。

【主な具体的取組】

- 児童生徒読書活動推進委員会を組織し、教職員、保護者及び町職員の連携に努めます。
- 読書集会やコンクールを開催し、児童生徒の読書活動を推進します。

エ 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- (ア) 体育・保健体育の授業やクラブ活動・学校行事・部活動等を通じて、児童生徒の体力の向上と健康の保持、増進に努めます。
- (イ) 不登校児童生徒の支援や教育相談に対応するため、講演会や研修会を開催し、教育支援センターの充実に努めます。

【主な具体的取組】

- 県体力テストにおける「(A+B) ランク」の割合を小学校で60パーセント、中学校で65パーセントを目標に体力の向上を図ります。
- 教育支援センターに教育相談員を配置し、児童生徒・保護者の相談と支援に努めます。

オ 確かな学力の向上と特色ある教育の推進

- (ア) 教職員の資質向上のため、研修等により専門的知識や指導力の強化を図ります。
- (イ) 小・中学校と筑波大学、東京理科大学等との連携活動を推進します。
- (ウ) 家庭学習の手引きなどの活用を通じて、家庭での学習の充実に努めます。
- (エ) ALT（外国語指導助手）の活用等により、小学校での外国語学習や中学校英語教育の充実に図ります。
- (オ) コンピュータ・タブレット端末等を活用した授業の充実に図り、情報教育の推進に努めます。
- (カ) 県立大子特別支援学校との連携を推進し、特別な支援を必要とする園児、児童生徒に対する特別支援教育の充実に努めます。
- (キ) 「大子学のすすめ」を教育課程に位置付け、義務教育9年間を通して大子町の自然や歴史文化、偉人などについて学び、郷土を誇りに思う心を育みます。その過程で理解を深めた本町のよさや課題に対して、自分の将来と関連づけて考えられるようキャリア教育を推進します。

【主な具体的取組】

- 筑波大学等との連携を推進し、教職員の資質向上及び児童生徒の学力向上のための研修・事業の充実に図ります。
- 家庭と学校との連携を一層強化し、家庭学習の手引きの活用を推進します。
- 小・中学校にALT（外国語指導助手）を配置するとともに、小学校外国語活動及び中学校英語教育の充実に努めます。
- コンピュータ・タブレット端末等の環境整備を推進します。
- 特別な支援を必要とする学校に、特別支援教育支援員を配置します。
- 県立大子特別支援学校との連携を一層推進し、特別な支援の必要な園児、児童生徒への支援の充実に図ります。
- 全小・中学生に「大子学のすすめ」を配付し、各学校で郷土学習を推進します。

カ 小・中学校の連携強化の推進

- (ア) 義務教育9年間を通じて小・中学校が連携し、一貫した方針のもとに教育を推進します。
- (イ) 小・中学校の児童生徒及び教職員の交流を促進し、学習・生活状況の共有を図るとともに、教職員の授業改善と児童生徒の学力向上を目指します。

【主な具体的取組】

- 小・中連携教育推進連絡協議会を設置し、町内全小中学校で小中が連携し

た教育の充実に努めます。

○マナーアップ運動や読書推進活動等を活かし、小学校児童と中学校生徒の交流を推進します。

○学校訪問等の機会を通して、相互の授業参観や研究協議などをはじめ、研修の機会を設定し、共通理解をもとに義務教育9年間を見通した教育の推進を図ります。

キ 安全・安心な学校給食の提供と食育の推進

(ア) 地産地消に配慮した安全で安心な学校給食の提供に努めます。

(イ) 学校給食を通して児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進します。

【主な具体的取組】

○献立を工夫し、大子町の食材を積極的に給食に取り入れ、地域や保護者から信頼される学校給食の提供に努めます。

○栄養教諭との連携を強化し、食育に関する授業を実施し、児童生徒の食生活の向上を図ります。

ク 幼児教育の充実

(ア) 幼児の健康診査機関をはじめ関係機関との連携を図り入園児の円滑な就園を推進するとともに、保育所及び小学校との連携を図り、幼児教育の一層の充実に努めます。

(イ) 小学校への円滑な接続や、学びの基礎力の育成を図る「三つの自立」(学びの自立・生活上の自立・精神的自立)を養う取り組みの充実に努めます。

(ウ) 幅広い幼児教育の充実を図るため、3歳児保育を実施します。

【主な具体的取組】

○様々な体験活動をとおして、園児一人一人の豊かな感性とたくましい心の育成に努めます。

○関係機関との連携を推進し、幼稚園への円滑な就園が図れるよう努めます。

○幼稚園での教育活動の充実のため、教職員の研修の充実を図ります。

ケ 大子清流高等学校との連携教育の推進

(ア) 中高連携の推進に努め、大子清流高等学校の存続のための支援に努めます。

【主な具体的取組】

○大子清流高等学校と中学校間の連携事業の充実を図ります。

○国際交流事業の支援を行います。

(2) 生涯にわたり学習できる環境の整備

ア 生涯学習活動の充実

- (ア) 町民の多様な学習ニーズを踏まえ、魅力ある学習内容と学習機会を提供し、生涯学習の充実を図ります。
- (イ) 生涯学習活動の指導者として利活用を図るため、専門的知識や優れた技能を有する人材の掘り起しに努めます。

【主な具体的取組】

- 公民館講座を開設します。
- 公民館施設の積極的な利活用を推進し、社会教育関係団体の育成に努めます。
- 社会教育関係団体の実施する事業の支援に努めます。

イ 公民館の施設・設備の充実

- (ア) 町民の自主的な生涯学習活動を支援するとともに、老朽化が進んでいる公民館の建て替えや各コミュニティセンター施設の計画的な改修や設備の充実に努めます。

【主な具体的取組】

- 公民館施設の適切な維持管理に努めます。
- 生瀬コミュニティセンターの建て替えを実施するとともに、他のコミュニティセンター施設の適切な維持管理に努めます。

ウ 図書館の充実

- (ア) 利用者数の増加に向けた施設の整備を推進し、読書のまちの拠点づくりを推進します。
- (イ) 絵本の読み聞かせやお話し会の開催など、地域のボランティアと連携した事業を推進します。
- (ウ) 学校図書館との連携を図り、図書館「プチ・ソフィア」所有の図書を小・中学校、幼稚園へ団体貸し出しをします。
- (エ) 町民のニーズを反映した図書の整備や新刊図書の情報提供により、図書館の利用促進を図ります。

【主な具体的取組】

- 広報活動を充実します。(町の広報紙への情報掲載、図書館「プチ・ソフィア」だよりの発行など)
- 学校等への協力を積極的に行います。(幼児向けおはなし会を開催します。小中学校のうちどく(家読)だよりを展示します。)

- 健康増進課と連携し、ブックスタート事業を実施します。
- 新着図書のコナーを設置し、利用促進を図ります。
- 図書検索システムを運用します。

(3) 誰もが楽しんでスポーツができる環境の整備

ア 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

- (ア) スポーツ推進委員会を中心とした、軽スポーツの普及拡大を図ります。
- (イ) 大子町体育協会加盟競技団体を中心とした、スポーツ大会の開催を推進します。
- (ウ) 各地区体育行事を開催することにより、世代間の交流や地域住民の親睦を図ります。
- (エ) 自治体に即した「スポーツ推進計画」の策定を検討します。

【主な具体的取組】

- 町民歩く会、町民グラウンド・ゴルフ大会などを実施します。
- 奥久慈湯の里大子マラソン大会を実施します。
- 体育協会加盟団体の開催する大会等を支援します。
- 各コミュニティセンターにおいて体育行事を実施します。(歩く会、グラウンド・ゴルフ大会など)

イ スポーツ施設の整備及び適切な維持管理

- (ア) 町内学校施設との連携により、スポーツ施設の利便性の向上を図るとともに、より適切な維持管理に努めます。

【主な具体的取組】

- リフレッシュセンター等体育施設の利活用を積極的に行います。
- 体育備品を積極的に貸し出します。

ウ 指導者の育成

- (ア) 国・県が開催する各種スポーツ講習会へ積極的に参加します。
- (イ) スポーツ推進委員協議会や体育協会加盟団体を中心に、スポーツ活動指導組織の充実と強化を図ります。

【主な具体的取組】

- 第74回茨城国体カヌー競技の開催に積極的に取り組みます。
- 研修会への積極的な参加を促進します。
- 指導者研修会を開催します。

(4) 豊かな感性と情操を育む芸術文化活動の推進

ア 芸術文化活動の推進

- (ア) 中央公民館や音楽練習館の利用促進を図り、町民が優れた芸術文化を鑑賞できる機会や日ごろの練習の成果を発表できる環境づくりに努めます。
- (イ) 大子町文化福社会館において、町民自らの企画運営事業を支援します。
- (ウ) 各種芸術文化団体の指導者やボランティアの育成及び支援に努めます。

【主な具体的取組】

- 大子町芸術祭を開催します。
- 文化福社会館自主事業運営委員会活動を推進します。(買い取り事業, 制作型事業の実施)
- 社会教育関係団体による公民館活動を推進します。(公民館施設の利活用を図ります。)

イ 文化財の保護と活用

- (ア) 管理者や保存団体と連携を図りながら、文化財の修繕や案内板の整備に努めます。
- (イ) 町の文化遺産(文化財・歴史資料等)の収蔵施設や展示・情報発信ができる環境づくりに努めます。

【主な具体的取組】

- 文化財表示板の更新を実施します。
- 新規登録文化財の表示板を設置します。
- 文化財の調査研究を推進します。
- 文化財の魅力を発信します。

ウ 芸術文化施設の整備

- (ア) 山岡草和紙人形美術館の定期的な展示替えや適切な維持管理に努めます。
- (イ) 貴重な歴史・民俗資料を伝承するため、歴史民俗資料館施設の早期開設を推進します。

【主な具体的取組】

- 季節による和紙人形の入れ替え作業を実施します。
- 旧下野宮小学校を活用し、歴史民俗資料の利活用を図ります。

エ 芸術文化振興計画の策定

- (ア) 芸術文化の香り高い町を目指して、総合的に芸術文化の振興を図るため、芸術文化振興計画の策定に取り組みます。

【主な具体的取組】

- 芸術文化振興計画を策定します。

(5) 青少年の健全育成

ア 青少年健全育成体制の強化

- (ア) 青少年の悩みや立ち直り支援に対応するために、地域のあらゆる組織と連携を図り、適切な相談指導体制の充実に努めます。
- (イ) 家庭教育に関する講座や教室の開催、広報啓発活動を通じて、家庭における教育力の向上を図ります。
- (ウ) 放課後子ども教室事業をさらに充実させ、子どもの健全な育成を図ります。

【主な具体的取組】

- 大子町PTA連絡協議会活動を推進します。
- 放課後子ども教室事業を推進します。
- 家庭教育学級を開級します。
- 家庭教育ブックを配布します。

イ 非行防止活動の推進

- (ア) 町内商店等の定期的なパトロールを引き続き実施します。
- (イ) 地域住民と学校やPTAとの情報交換ができる環境づくりを推進します。
- (ウ) インターネットなどによる有害情報から青少年を守る広報啓発活動に努めます。

【主な具体的取組】

- 大子町青少年相談員連絡協議会活動を推進します。
- ・町内パトロール，社会環境浄化パトロール
 - ・学校訪問：町内各小・中学校訪問
 - ・青少年問題を考える合同研修会の開催
 - ・青少年の健全育成に協力する店への訪問及び加入促進
 - ・有害図書撲滅活動，有害図書等の自動販売機が町内に設置されていない状態の維持
- 大子町PTA連絡協議会活動を推進します。

ウ 青少年の社会参加の促進

- (ア) 地域に対する貢献や社会の一員であることの自覚を促すため、地域コミュニティ活動やボランティア活動への青少年の積極的な参加を促します。
- (イ) 青少年が社会参加に興味をもつような「講習会」や「居場所づくり」に努めます。

【主な具体的取組】

- 中高生の主張大会を開催します。
- 成人のつどいを開催します。

(6) 人権教育の推進

ア 学校教育における人権教育の推進

- (ア) 大子町教育委員会人権教育推進計画に基づき、幼児児童生徒の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通して人権意識を高め、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特性に応じて、計画的に推進します。

【主な具体的取組】

- 学校の教育活動全体を通じた人権教育を推進します。
 - ・学習指導要領をふまえた人権教育
 - ◇地域の教育力の活用
 - ◇体験的な活動の充実
 - ◇学習形態・学習指導上の工夫改善
 - ◇キャリア教育の推進
 - ・人権が尊重される生徒指導及び学級経営の推進
 - ・教職員と児童生徒による人権環境づくり
- 学校としての組織的な取り組みを推進します。
 - ・学校としての人権教育の目標設定
 - ・校内推進体制の確立と充実
 - ・人権教育の全体計画・年間計画の策定
 - ・学校としての取り組みの点検・評価
- 家庭・地域との連携及び学校間の連携を深めます。
 - ・家庭や地域との連携
 - ・関係諸機関（児童相談所、法務局、警察、法曹関係等）との連携・協力
 - ・保、幼、小、中、高等学校の間の協力と連携
- 人権教育の内容構成を明確にします。
 - ・人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）
 - ・教育の中立性の確保

- ・個人情報やプライバシーに関することの配慮
- 人権感覚を育成する指導方法の工夫・改善に努めます。
 - ・児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫・改善
 - ・児童生徒の発達段階と実態を踏まえた指導方法の工夫・改善
 - ・体験的な活動を取り入れる等の指導方法の工夫・改善
- 効果的な学習教材の選定と開発に努めます。
- 教職員における人権尊重の理念の理解と体得に努めます。
- 効果的な教職員の研修の取り組みを工夫します。
 - ・年間指導計画に基づく研修プログラムの作成
 - ・推進方針及び推進計画の作成
 - ・効果的な研修の推進（人権教育に視点を当てた授業研究や研修会の実施）
- 普及方法等の取り組み
 - ・教職員相互の情報の共有及び家庭・地域への情報発信・受信
 - ・実践事例集や指導のマニュアル作成

< 主な事業「大子地区青少年赤十字リーダーシップトレーニングセンター」 >

イ 社会教育における人権教育の推進

(ア) 大子町教育委員会人権教育推進計画に基づき、全ての人々が真に尊重される社会の実現を目指して、家庭・地域・学校が連携した地域全体で生涯学習のための各種施策を行い、人権に関する学習の理解と認識を深め、より一層の充実を図るための取組を推進します。

【主な具体的取組】

- 生涯学習の視点に立った人権教育を推進します。
 - ・生涯学習に位置づけた人権教育の推進
 - ◇生涯学習の全分野にわたり人権意識の浸透を図る。
 - ・学習機会の提供・充実
 - ◇人権感覚を育成できる学習機会の提供や充実を推進する。
 - ◇参加しやすい時間の設定を行う。
 - ◇身近な人権課題や年齢層に合わせた人権課題の取組を行う。
 - ◇参加体験型の学習内容とする。
- 人権教育の基盤をつくるための家庭教育の充実を図る。
 - ・家庭教育の重要性
 - ◇豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心や善悪の判断を養う。
 - ◇人権基盤を育む。
 - ・学習機会の提供
 - ◇豊かな人権感覚を育成するため地域コミュニティづくりの支援を推

進する。

- ・ 幼児教育及び学校教育との連携

◇ 保育所や幼稚園，学校との連携を密にします。

- 人権教育を推進するための指導者を養成します。

- ・ 新たな人権問題に対応できる指導者の養成

◇ 普遍的な視点からの取り組みや個別的な視点からの取り組みに対処できる指導者を養成する。

- ・ 身近な人権リーダーの養成

◇ 家庭や地域，職場など身近な人権リーダーを育成する。

- ・ 人権教育推進のための人材バンクの整備・充実

◇ 登録した指導者を生かす場の設定を推進する。

- 人権教育研修会の充実を図ります。

- ・ 県等の主催する研修会への参加

- 地域に根ざした人権教育を推進します。

- ・ 開かれた学校づくりへの協力

◇ 地域に住む人々や身近にある企業と連携し支援する。

◇ 地域がもっている人的資源を活用し協力を推進する。

< 主な事業「中高生の主張大会」 >